

長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務仕様書

1. 総 則

1 適用範囲

本仕様書は「長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

3 再受託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。なお、一部委託が必要となる場合は、企画提案にその項目等について明記すること。

4 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

5 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共に長岡京市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

6 検査について

受託者は本業務完了後、成果品を速やかに本市に納品しその検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認められる場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

7 疑義等について

本仕様書の定めのない事項またはその内容について疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定めるものとする。

2. 業 務 内 容

1 委託業務名

長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

長岡京市

4 業務内容

本業務は長岡京市魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYO」により、行政が情報を届けにくい市民層及び近隣の市外住民に対して魅力を伝えることで、市民の市への愛着を醸成し、市外での認知を高めこのまちの雰囲気を感じてもらい、まずは本市を訪れ紹介したくなるような情報発信を行うものである。

(1) 魅力発信サイトの運用

受託者は、提案内容に基づき、以下の内容を反映したサイト運用を行う。

- ・長岡京市魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYO」は株式会社サイバーエージェントが提供するウェブサイト無料制作サービス「Ameba Ownd」を利用する
サイト URL : <https://sense-nagaokakyo.city.nagaokakyo.lg.jp/>
- ・受託者は AmebaOwnd を利用するために必要となるアカウントを取得し、発注者はエディター、ライターその他必要に応じた権限を受託者取得のアカウントに付与する
- ・ウェブサイトは Ameba Ownd のプレミアムプランを利用することとし、受託者は履行期間中にかかる費用を負担すること
- ・受託者は、公開に必要となる写真、テキストその他の情報を AmebaOwnd に入力し、最終的な公開権限及び公開作業は発注者が行うものとする
- ・受託者は、サイトに公開する記事に基づき、発注者と協議の上、SNS 掲載用の文面等を適宜調製するものとする
- ・受託者は、記事以外のサイト上に公開している情報の更新が必要となった場合、発注者と協議の上、適宜テキストの調製等を行う
- ・受託者は、サイトに掲載又はその取材のために取得する個人情報の取り扱いにあつては、長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例及びセキュリティポリシーを遵守し、発注者の指示に従うこと。取材対象者に対しては、個人情報の取得及び利用する旨の同意書を必ず徴取し、発注者に提出すること

- ・履行期間内において、公開記事の修正及び内容の確認作業等が発生した場合、受託者は、発注者の指示に従うものとする
- ・連絡体制の他、ライター、フォトグラファーその他本業務に関わる取材体制を示し、発注者に提出すること
- ・月に1回以上、発注者と受託者による企画会議を行うこと
- ・サイト内のコンテンツ作成を含んだ全体のディレクションを行うこと
- ・サイト運用に必要となる一切の経費を本業務の契約に含むものとする

(2) サイト内のコンテンツ作成・取材

受託者は提案内容に基づき、以下の内容を反映したコンテンツ作成・取材を行う。

- ・掲載記事は年間37本以上（月3本以上）とし、企画、取材、撮影、編集、掲載、SNS投稿までを一貫して行うこと
- ・企画の選定は発注者が行うが、受託者の意向を尊重するものとする
- ・掲載記事の文量、写真点数は、公開済の記事を基本とし、発注者と協議の上、決定する
- ・掲載内容は画像、テキスト等を含み、発注者と協議の上、適切な形式により作成すること
- ・記事は発注者及び取材対象者の校正を行うこと
- ・記事は発注者の判断により、発注者のオウンドメディア及び市の事業を周知するための他メディア等に転載することができるものとする
- ・取材に係る一切の経費等は本業務に含む

(3) 市民ライター等の養成および市民団体等活用について

- ・上記記事のうち9本は、市内で地域情報発信を行う市民及び市民団体が作成する記事とし、その経費については1記事あたり30,000円（税抜き）以上とする（取材、執筆、撮影、取材先謝礼等、取材にかかる一切の経費を含む）
- ・市民及び市民団体の記事作成にあたっては、企画・取材・撮影・執筆等の補助及び記事掲載に至るまでの進捗管理等も行うこと。
- ・市民及び団体向けに、情報の発信者（ライター等）としての養成企画を年2回以上実施すること。なお、市では令和2年度より情報発信の担い手としての知識を習得する基礎講座を開催し、令和4年度からはセカンドステップとなる実践講座を開催している。令和6年度においては、現在登録中の市民ライターのスキルアップを図りながら、新たな参加者を募る育成プログラムが必要である。

3. 成果物

受託者は、本業務が終了したときは、下記の成果品を納品するものとする。

1 成果品一覧

- ・本業務の取材等で得た資料（動画、画像、テキスト等）
- ・その他本業務に関連する資料

2 成果品の納品について

成果品の納品にあたっては、下記の事項に留意すること

- ・電子データはCD-R またはDVD-R で2部納品すること

3 成果品の利用及び著作権

ア 受託者は、長岡京市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。別途協議が必要なものは、納品時に明記すること。

イ 長岡京市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

ウ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。